

9月25日以降の課外活動について

2021年9月
学生主事

9月25日以降の課外活動のルールは次のとおりとします。

なお、分散登校などに該当する期間については、登校が許可されている学年以外の課外活動を禁止します。(時間割に授業予定がないのに課外活動のために登校することは禁止です)

※9月24日までの課外活動は、定期試験・試験返却を完全分散型で実施するため禁止とします。

課外活動（部活動）

1. 顧問教員から提出される「感染症拡大防止に係る課外活動実施計画書」により、許可された部活動のみ活動ルールを厳守し、実施可能とします。
2. 平日・土日祝日問わず、活動は学校の敷地内外も可能とします。
練習場所が、外部の場合、グラウンドや野外などの屋外は可能とします。
屋内の場合は、校内での練習場所が確保できない場合で、施設管理者が衛生面及び安全面の保証ができる外部公共施設などのみ個別審議の上、可能とします。
3. 従来以上に、新型コロナウイルス感染拡大防止に努め、参加する学生は顧問などへの体調管理報告を徹底してください。
学内でのPCR検査を推奨していますので、可能な限り受検してください。
4. 練習参加は強制ではないため、本人と家族の意思に任せます。不安があるときは顧問などに相談してください。緊急事態宣言地域、まん延防止等重点措置地域からの登校も認めておりますが、十分に予防対策をとり、保護者の同意も得るようにしてください。
5. **他の団体との交流や練習試合は、参加申請済みのものを除いて原則禁止とします。参加申請済みの場合でも、可能な範囲で自粛してください。**
6. 完全下校時刻は一律18:00（土日・祝日は17:00）です。
7. 対外試合について
参加申請済みのものを除いて原則禁止とします。参加申請済みの場合でも、可能な範囲で自粛してください。
なお、県外に移動が必要な高専大会（全国）については、主催校の指示に従い、宿泊を伴うものも許可します。県外に移動する場合は、できる限り事前にPCR検査を受検するように心がけてください。
8. 移動制限について（各都道府県の警戒レベルに従い厳守すること）
栃木県内および宿泊を伴わない移動を基本とし、緊急事態宣言発令地域およびまん延防止等重点措置が適用された地域、感染拡大警戒レベルの高い、または感染者が増加している地域への移動は避けてください。

学校内での運動（全学生）

グラウンドのみ活動可とします。

（野球場およびサッカー場東側半面の部活動以外での使用は認めません。）

ただし、部活動および授業優先とし、教職員の指示に従うこと。

完全下校時刻は18：00（土日・祝日は17：00）です。

注意点）活動前後での手洗いの徹底、接触するような遊びの抑制、片付けの徹底
棟内に入るときの土汚れの除去、2 m以上の距離を維持するなど